

総合評価落札方式に関する質問と回答 (R7. 7. 25 改正)

番号	質問	回答
総括		
1	総合評価落札方式を導入する目的は何ですか。	平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格と品質で総合的に優れた調達を行い、公共工事の品質確保の促進を図るため、平成19年度から、総合評価落札方式による入札を導入しています。
2	総合評価落札方式の種類を教えてください。	技術提案型（簡易型）と工事成績評価型（特別簡易型）の2種類の方式があります。
3	どのような工事に総合評価落札方式を適用するのですか。	設計金額7千万円（税込）以上の建設工事を工事成績評価型の対象とし、設計金額1億円（税込）以上は技術提案型の適用を検討することとしています。 なお、当面は、原則として土木一式工事及び舗装工事の一部で実施します。
4	総合評価点はどのようなものですか。	総合評価点は、価格点と価格以外の評価点を合計したものです。100点満点で評価します。
5	価格点はどのように決めるのですか。	価格点の算出は、加算方式で行います。 $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{①最低価格} / \text{②入札価格 (小数点以下第3位四捨五入)}$ ①最低価格とは、応札者の中で有効な入札価格のうち最低の入札価格です。（有効な入札価格とは、失格基準未満の入札価格と予定価格を超える入札価格を除いた入札価格） ②入札価格とは、各応札者の入札価格です。
6	価格以外の評価項目にはどのようなものがありますか。	技術提案型（簡易型）と工事成績評価型（特別簡易型）の共通の評価項目として、工事成績、企業の工事实績、手持ち工事量、配置予定技術者の能力、企業の地域性・社会貢献があります。 それに加えて技術提案型には、発注工事ごとに施工体制、施工・仮設工法、周辺環境、工程管理、技術等提案の中から評価項目を選択して設定します。
7	失格基準価格とは何ですか。	総合評価落札方式で落札者を決定する入札には、確実な履行を確保するため、失格基準価格を設定し、この価格未満での入札者は失格とします。失格基準価格は、予定価格（税抜）の10分の7.5（1万円未満切り上げ）の額とします。
8	失格基準とは何ですか。	総合評価落札方式で落札者を決定する入札には、確実な履行を確保するため、失格基準価格とは別に、失格基準を設定し、この価格未満の入札を行った者は失格とします。 失格基準は、失格基準価格以上、予定価格以下の価格による入札を行った者の平均入札価格（1万円未満切り捨て）とします。入札参加者が3者に満たない場合は、すべての有効な入札者の平均入札価格（1円未満切り捨て）の10分の9（1万円未満切り捨て）の額を失格基準とします。 ただし、上記により算出した失格基準が予定価格の10分の8.7の額を上回るときは、予定価格の10分の8.7（1万円未満切り捨て）の額を、予定価格の10分の7.5の価格を下回るときは、予定価格の10分の7.5（1万円未満切り上げ）の額を失格基準とします。
9	総合評価落札方式の発注はどのように公表されるのですか。	鈴鹿市の公式ホームページ（入札契約情報）等で公表します。 入札公告には評価項目及びその配点、落札決定基準及び落札決定方法等を明記します。
10	どのような入札方法で実施しますか。	条件付一般競争入札の郵便入札方式で実施します。詳しくは、鈴鹿市公式ホームページに掲載されています「郵便入札のご案内」

	また、入札書等はどうのよう に提出するのですか。	内（総合評価落札方式用）」を御覧ください。 なお、入札書等を郵送するにあたっては、入札書、内訳書、 鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書を郵 便入札専用封筒に入れ封かんし、外封筒の中に総合評価落札方 式にかかる書類等と一緒に簡易書留、一般書留又は <u>特定記 録郵便</u> のいずれかの方法で郵送してください。
11	公告から落札決定までの 所要日数は何日ですか。	工事成績評価型はおよそ 30 日間、技術提案型はおよそ 40 日 間です。低入札価格調査が行われる場合には、およそ 30 日間が 加わります。

工事成績について

1	工事成績を評価対象にする 理由は何ですか。	工事成績は、受注者の技術力や施工能力等を判断する基準と しては、現実的かつ客観的であると考えています。 また、良い仕事することが次の受注へつながっていくこと となり、公共調達の良い循環を生むものと考えています。
2	工事成績の配点はどのよう におこなうのですか。	鈴鹿市が発注する、又は鈴鹿市上下水道局（下水道部門に限 る）が発注する同業種公共工事の条件付一般競争入札案件を対 象とします。過去 2 年間における工事成績の平均点を評価しま す。
3	工事成績の同業種とは何 ですか。	例えば土木一式工事の発注であれば土木一式工事での実績を いいます。
4	工事成績の平均点の端数 処理について教えてください。	工事成績の平均点は、小数点第 1 位を四捨五入します。 例：平均点 74.92 点→平均点 75 点となり、配点は 6 点です。
5	過去 2 年間における工事 成績の平均点を算出する にあたり、いつからいつ までの期間を計算すれば 良いですか？	公告時期（4 半期）に応じて、対象とする期間が異なります。 例：平成 31 年 4 月～6 月公告分は、平成 29 年 3 月～平成 31 年 2 月における工事成績評定通知の工事成績の平均、7 月～9 月 公告分は、平成 29 年 6 月～平成 31 年 5 月、10 月～12 月公告分 は、平成 29 年 9 月～平成 31 年 8 月、平成 32 年 1 月～3 月公告 分は、平成 29 年 12 月～平成 31 年 11 月となります。詳細は入 札公告時に掲載するファイルをご確認ください。
6	自社の成績点の申請を間違 えると失格になりますか。	自己申告による点数が誤っていても、直ちに失格となること はありませんので、自社で確認できる範囲で申請してくださ い。
7	2 月 20 日に検査を受け、 工事成績の評定通知日が 3 月 1 日となっています。 この場合の工事成績はい つの発注分から使用しま すか。	対象工事は評定通知日で判断しますので、評定通知日が 3 月 1 日であれば、上記問 5 のとおり、7 月～9 月公告分の工事におい て使用します。

企業の工事实績について

1	工事实績の対象となる工 事の確認方法を教えてく ださい。	発注工事ごとに「過去 10 年間における請負金額(完工高)1000 万円以上の〇〇工事の実績」等の条件を設定し、同業種公共工事 の元請又は JV 構成員（出資率 20%以上に限る。）で契約したも のをその対象とします。（鈴鹿市上下水道局を含む。）公告月の 2 か月前の月末までの過去 10 年間の同業種公共実績とします。 （必要に応じて工法等を指定します。）また、鈴鹿市及び鈴鹿市 上下水道局が発注した工事については、工事成績 60 点以上の工 事とします。 なお、原則としてコリンズ登録で確認します。
2	同種工事は民間工事も対 象となりますか。	国、県、市町村及び公団等の公的機関から発注されたものを 対象とします。※土地区画整理組合などは該当しません。
3	共同企業体 (JV) の構成員	特定 JV については実績の対象としますが、経常 JV について

	(出資率 20%以上) として受注した工事については実績の対象になりますか。	は実績の対象としません。
手持ち工事量について		
1	手持ち工事量の評価とは何ですか。	手持ち工事が多い状況の業者が落札した場合、安全管理や施工管理に支障が生じることが懸念されるため、手持ち工事量の評価を導入しました。
2	手持ち工事量はどのように評価するのですか。	公告日において、元請又は JV 構成員（出資率 20%以上に限る。）として契約中の契約金額 2500 万円以上の同業種公共工事件数と、同業種に係る 1 級技術者数の比率（以下「手持ち工事量」という。）を下記の式により算出し、評価します。なお、配点については、業種、設計金額により異なります。 ※手持ち工事量＝契約金額 2500 万円以上の同業種公共工事件数／同業種に係る 1 級技術者数
3	添付書類は何をつければよいですか。	添付書類は必要ありません。様式に契約中の工事名や技術者の数を記入してください。市において、それをもとにコリンズテクリスシステムと経営規模等評価結果通知書で確認し評価点を確定します。
4	手持ち工事量について契約中の工事は、①契約日＝公告日、②契約工期末日＝公告日である工事は件数としてみなされますか。	①も②の場合も契約中の工事に含みます。 公告日から入札書投函までの期間、又は入札（開札）日までの期間において完成した工事も件数に含みますので、ご注意ください。 また、工事が一時中断しているものも契約中の工事に含みます。 鈴鹿市と鈴鹿市上下水道局発注工事については、公告日の前日までに完成報告書を提出し、適切に受理された工事は、契約中の工事に含みません。
5	発注される工事と同業種公共工事（土木一式、又は舗装）を件数とし、コリンズで確認するとのことですが、コリンズのどこで業種を判断しますか。	「工事の業種」又は「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」に記載のある建設業許可業種で判断します。
配置予定技術者の能力について		
1	配置予定技術者の工事实績はどのようなものが対象となりますか。	請負金額（完工高）1000 万円以上の工事を対象とし、原則としてコリンズ登録で確認します。工事实績の対象となる工事の着工から完成までその者が技術者として配置されていた工事が対象となりますので、コリンズ登録工事に限ります。 過去 10 年間における同業種公共工事の元請又は JV 構成員（出資率 20%以上に限る。）における下記実績の有無により主任（監理）技術者（専任）としての実績を対象とします。（鈴鹿市上下水道局を含む。） ①主任（監理）技術者（専任）としての実績 ②評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められた資格を有して現場代理人として従事した実績（コリンズで確認できること）

2	配置予定技術者の工事实績はどのような工事でも実績になりますか。	配置予定技術者の工事实績は同業種公共工事をさします。原則として工事名によるものとしますが、必要に応じて工種を特化して判断することとし、提出書類に工事概要を詳細に記入し判断を行うものとします。 この場合、コリンズに登録の工事概要により確認します。また、平成19年度以降に鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局が発注した工事（工事検査実施日が平成19年4月1日以降のもの）については、工事成績が60点以上あることが条件となります。
3	配置予定技術者に工事实績、資格がない場合は、評価項目算定資料届出書にどのように記入すればよいですか。	配置予定技術者の工事实績等の有無にかかわらず配置予定技術者氏名を必ず記入してください。 記入のない場合は、無効とします。
4	配置予定技術者は変更できますか。	変更はできません。
5	同一入札日に複数の発注案件があるが、一人の技術者の名前を複数の発注案件の評価項目算定資料届出書に書いて申請してもよいですか。	総合評価落札方式の入札については、当該工事に配置を前提とした技術者を評価しますので、技術者の複数案件への配置は出来ません。したがって、同一入札日の複数の総合評価落札方式案件に同じ技術者氏名を記入した場合は、その技術者は一つ目の案件の配置予定技術者として評価し、それ以降の入札は無効とします。現場代理人と主任（監理）技術者を入れ替えて記入しても同じ技術者の記入として無効とします。
6	配置予定技術者の資格を評価してほしいのですが、当該技術者には実績がありません。どうしたらよいですか。	実績がない場合は、評価項目算定資料届出書の「配置予定技術者氏名」の欄に氏名を記入し、工事实績は空白にして、資格の有無について記入してください。
7	特記仕様書で有資格者の配置が求められています。工事实績がある技術者が実務経験者しかいない場合は、どうしたらよいですか。	特記仕様書等で求める有資格者以外の技術者の工事实績を記入していただいても評価は出来ません。特記仕様書等で有資格者の配置を求めている場合は、自社に配置可能な有資格者が入札参加時点で一人もいない場合は、入札に参加できませんので、御注意ください。
8	主任（監理）技術者の工事实績について、「評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められた資格を有して現場代理人として従事した実績」の資格とは何ですか？	建設業法で求められている資格です。この資格はコリンズの技術者情報欄等で確認が取れる必要があります。 なお、コリンズ登録内容で明確に確認が取れない場合は、別途判断できる資料の提出を求めます。
9	配置予定技術者の保有する資格は、どのようなときに評価されますか。	設計金額が8000万円未満の工事において評価します。なお、配点は土木工事については最大2点、舗装工事については最大1点です。
10	鈴鹿市と鈴鹿市上下水道局で同日に総合評価の入札がある場合、鈴鹿市に申請する技術者と鈴鹿市上下水道局に申請する技術者を重複して申請してよいですか。	重複して申請できます。 ただし、同一発注者が同日に2件以上総合評価の入札がある場合は、従来どおり、技術者の複数案件への申請は出来ません。 また、同日に鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局両方の総合評価を落札した場合、「配置予定技術者の取扱いについて」に基づき落札の優先順位を決定します。具体的には下記のとおりです。 ① 入札時間が早いものから落札する。 ② 入札時間が同じであれば、予定価格の高いものを落札する。

企業の地域性・社会貢献について		
1	緊急時における災害応急工事等の実績の対象を教えてください。	公告日を基準とする現年度と過去2年度の鈴鹿市発注（鈴鹿市上下水道局を含む。）における災害応急工事等の実績の有無により評価します。 対象は、鈴鹿市災害対策本部が設置中に緊急で随意契約を結んだ工事等を対象とします。 災害対策本部設置下における災害応急工事等の実績であることが確認できる資料を提出してください。
2	労働安全衛生マネジメント認証取得の評価はどのように行われますか。	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む）に沿った取り組みの有無を評価します。評価機関による評価証、適合証明書等の写しの提出してください。
3	障がい者雇用の評価はどのように行われますか。	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者雇用の有無により評価します。法律により雇用が義務づけられている企業の場合、法定雇用が達成されていることが必要です。法律により雇用が義務付けられている企業については、職業安定所へ提出する障害者雇用状況報告書等を提出し、それ以外の企業については、障害者手帳番号等とその者の常勤雇用（3か月以上）が確認出来る資料を提出してください。
4	本店の所在地はどのような場合に評価項目に入りますか。	設計金額1億円以上の土木工事、及び設計金額7千万円以上の舗装工事の場合です。
5	災害応急実績以外に防災協定を評価項目とした理由は何ですか。	災害時の応急工事实績のみならず、防災協定の締結の有無を評価することで、災害時のよりスムーズな復旧活動に繋がるものと判断いたしました。なお、防災協定締結の有無は公告日において有効な経営規模等評価結果通知書で確認します。
技術評価について		
1	技術評価はどのように行うのですか。	提出された評価項目算定資料届出書に基づき総合評価落札方式技術審査会の委員が技術提案者からヒアリングを行った上で評価を行います。 評価は絶対評価で行います。
2	技術評価の評価点はどのように算出するのですか。	各項目の技術提案の評価点は技術審査会委員の評価点の平均値とし、小数点以下は切り捨てます。 例：平均点3.8点⇒評価点3点。 平均点4.75点⇒評価点4点。
3	技術提案書は誰が作成するのですか。	技術提案者は様式6に記載する配置予定技術者となります。
4	ヒアリングには誰が出席しますか。	ヒアリングは技術提案者から直接聞き取りを行うことを原則としていますので、提案者（配置予定技術者）を出席させてください。 提案者本人の出席が不可能な場合は技術提案に関し、会社の代表として責任を持って説明できる者を出席させてください。
5	特に提案する内容がありません。提出しなくてもよいのですか。	技術提案の提出がない場合や未記入の場合は入札参加資格がないものとして取扱いますので御注意ください。入札書は開封しません。
入札から価格以外の評価の公表・審査について		
1	価格以外の評価点はどのように公表するのですか。	鈴鹿市公式ホームページで公表します。
2	価格以外の評価点の審査はどのように行うのですか。	価格以外の評価点については、応札者の「申請主義」を基本としており、参加業者から申請された申請内容を評価項目の評価

	か。	基準に基づき配点します（工事成績，手持ち工事量は除く）。＊工事成績，手持ち工事量は自社で確認できる範囲で申請してください。
3	価格以外の評価点（技術提案の項目は除く。）に対し，疑義がある場合にはどのようにしたらよいですか。	価格以外の評価点を公表後，疑義がある場合（技術提案の項目は除く。）は，入札公告に定められた日までに疑義照会をすることができます。 疑義照会は，任意の様式で契約検査課へ提出してください。 なお，疑義受付期間終了後は，一切の疑義を受け付けません。
4	価格以外の評価点を修正する場合がありますか。	疑義照会等があり内容が認められる場合や，明らかな誤りが確認できた場合などは，状況に応じて修正ができることとします。
5	虚偽申告などがあった場合はどのような対応になりますか。	悪質な場合は，資格停止等の措置をとり一定期間入札に参加できない措置をとることとします。
6	評価項目算定資料届出書に記入した技術者を開札前に他工事に配置した場合はどのような対応になりますか。	開札までに配置予定技術者が他工事に配置されたときは，直ちに参加資格喪失届を提出してください。 配置予定技術者の能力の評価項目では，当該工事に配置を前提とした技術者について評価をするため，開札日までに他工事に技術者として配置した場合は，総合評価方式の入札は無効とします。
開札・価格点の算定について		
1	落札候補者が失格となった場合，失格基準の再算出は行うのですか。	行いません。
2	総合評価点が同点になった場合はどうなりますか。	価格点の高い者が落札候補者となります。 価格点も同点の場合は，くじにより落札候補者を決定します。
3	入札者全員が予定価格の10分の7.5未満での入札額だった場合はどうなりますか。	入札参加者全員を失格とし入札は不調となります。
4	同日に鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局両方の工事を落札した場合，落札の優先順位はどうなりますか。	「配置予定技術者の取扱いについて」に基づき落札の優先順位を決定します。具体的には下記のとおりです。 ① 入札時間が早いものから落札する。 ② 入札時間が同じであれば，予定価格の高いものを落札する。
低入札価格調査について		
1	低入札価格調査基準とは何ですか	当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして，低入札価格調査を行う基準となる価格です。 この価格未満で入札が行われ，落札候補者となった場合には，低入札価格調査を行い，当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認します。
2	総合評価における低入札価格調査とはどのような調査ですか。	低入札価格調査基準未満で入札が行われ，落札候補者となった場合は，当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして，主に次の内容を調査します。 （１） 当該価格により入札した理由 （２） 工事費内訳書 （３） 下請予定業者及び予定下請金額 （４） 施工計画書及び施工体制台帳 （５） 手持工事の状況 （６） 手持資材及び機械の状況 （７） 資材購入先及び購入先と入札者との関係

		(8) 工事作業員の具体的供給見通し (9) 過去2年間に施工した公共工事名及び発注者 (10) 経営及び信用状況 (11) 過去3年間の総合評価落札方式により落札者を決定した工事における落札実績及び工事成績(総合評価落札方式において予定価格の10分の8.2に満たない価格による入札を行った場合)
3	低入札価格調査にはどれくらいの期間がかかりますか？	落札候補者決定の後、およそ30日程度かかります。
4	低入札価格調査はどのように行われますか？	落札候補者への事情聴取及び関係機関への照会等により行います。
5	低入札価格調査において、過去3年間の間に85点以上の成績がないと、失格になるとのことですが、詳しく教えてください。	公告日を除いた、過去3年間の評定通知日による工事成績を調査します。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)において、85点以上の成績を受けた同業種公共工事の実績がない場合、失格とします。
低入札防止基準価格について		
1	低入札防止基準価格とは何ですか	ダンピング受注の防止するため、次の3つの低入札防止基準価格を設けています。 ○低入札防止基準価格A 予定価格の10分の9.2(1万円未満切り捨て)の額 ○低入札防止基準価格B 予定価格の10分の8.7(1万円未満切り捨て)の額 ○低入札防止基準価格C 予定価格の10分の8.2(1万円未満切り捨て)の額 これらの額を下回る価格で落札した場合、「鈴鹿市総合評価落札方式試行要領」第7条第2項の規定に基づく措置が行われます。
2	低入札防止基準価格未満で落札した際に追加配置する専任の担当技術者は変更できますか？	原則、変更は認めません。やむを得ない理由で変更を認める場合は、三重県公共工事共通仕様書に規定する技術者の変更の取扱いと同様とします。
3	様式6の「低入札防止基準価格未満の落札工事(減点)」の欄にはどのように記入したらよいですか。	総合評価落札方式における低入札防止基準価格未満の価格で落札した工事で、公告日において未完成の工事がある場合に、その工事名を記入してください。
4	低入札防止基準価格未満で入札した際には、どうなりますか。	失格にはなりません。ただし、落札決定した際には、下記を適用します。 ----- ----- 低入札防止基準価格B以上、低入札防止基準価格A未満の場合(予定価格の10分の8.7(1万円未満切り捨て)以上、10分の9.2(1万円未満切り捨て)未満の場合) ア 当該工事が完成するまでの間に実施される次回以降の総合評価落札方式の入札において、価格以外の評価点から、1件につき5点減点します。 ----- -----

		低入札防止基準価格C以上，低入札防止基準価格B未満の場合 （予定価格の10分の8.2（1万円未満切り捨て）以上，10分の8.7（1万円未満切り捨て）未満の場合） ア 当該工事が完成するまでの間に実施される次回以降の総合評価落札方式の入札において，価格以外の評価点から，1件につき10点減点します。 イ 当該工事に係る契約保証金は契約金額の100分の30以上とします。 ウ 当該工事において，建設業法に定める主任技術者又は監理技術者のほかに，1級又は2級国家資格（建設機械施工技士又は土木施工管理技士）を保有する専任の担当技術者を1名追加して定め，配置します。 ----- 失格基準価格以上，低入札防止基準価格C未満の場合 （予定価格の10分の7.5（1万円未満切り上げ）以上，10分の8.2（1万円未満切り捨て）未満の場合） ア 当該工事が完成するまでの間に加えて当該工事の完成後1年間の間に実施される次回以降の総合評価落札方式の入札において，価格以外の評価点から，1件につき20点減点します。 イ 当該工事に係る契約保証金は契約金額の100分の30以上とします。 ウ 当該工事において，建設業法に定める主任技術者又は監理技術者のほかに，配置技術者と同等の資格及び同等の施工実績を有する専任の担当技術者を1名追加して定め，配置することとします。また，主任技術者と現場代理人の兼務を認めません。
5	低入札防止基準価格未満で落札した場合について，次回の価格以外の評価点が，減点される点数よりも小さかった場合はどうなりますか？	次回以降の総合評価において，価格以外の評価点が，減点される点数よりも小さかった場合は，価格点からも減点を行います。
6	低入札防止基準価格未満で落札した場合について，減点の措置期間中に，さらに低入札防止基準価格未満で落札しました。この場合，減点は合算されますか？	減点の措置を受けている期間中に，低入札防止基準価格未満で落札した場合，その減点は合算します。
7	低入札防止基準価格未満で落札した場合について，土木一式工事を低入札防止基準価格未満で落札した場合，次回以降に舗装工事の総合評価が発注された場合にも減点されますか？	土木，舗装等の発注業種によらず減点を行います。
⑧	低入札防止基準価格未満で落札した場合について，減点は，鈴鹿市発注工	発注者が異なる場合でも減点を行います。

	事にも鈴鹿市上下水道局発注工事にも適用されますか。	
9	「当該工事が完成するまでの間に加えて当該工事の完成後1年間の間」, 「当該工事が完成するまでの間」, とありますが, 完成とはどの日を指しますか?	本件においては, 完成報告書を提出し, 適切に受理された日をもって, 完成とします。
その他		
1	入札参加資格要件の審査はどの段階で行いますか。	入札参加資格要件の審査は次の2段階で行います。 ①価格以外の評価項目の計算前 入札参加資格の有無, 資格停止の有無等の審査を行い, これを満たさない者は「不受理」となります。 ②開札後 入札書の確認, 内訳書の確認, 鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書の確認, 配置予定技術者の資格等の審査を行います。
2	評価項目(必須)として, 工事成績, 企業の工事实績, 社会貢献, 配置予定技術者の工事实績がありますが, 一つも該当するものはありません。入札に参加できますか。	評価項目である工事成績, 企業の工事实績, 社会貢献, 配置予定技術者の工事实績は入札参加資格の条件ではありませんので, 実績がなくても入札には参加できます。
3	評価項目算定資料届出書及び鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書の日付はいつにすればよいですか。	入札日を記入してください。
4	添付資料のコリンズはどの部分を添付すればよいですか。	工事の竣工登録工事カルテ受領書又は登録内容確認書を添付してください。求める評価内容が添付資料から判断できない場合は, 技術データなどを適時追加して添付してください。
5	鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書と評価項目算定資料届出書の違いは何ですか。	入札参加資格確認申請書は, 落札候補者の事後審査のために記入していただくものですので, 入札書を入れる郵便入札専用封筒に同封してください。評価項目算定資料届は価格以外の評価点用ですので, 総合評価資料として外封筒に入れてください。 入札参加資格確認申請書の配置予定技術者欄には評価項目算定資料届出書に記入した技術者氏名を記入してください。技術提案型の場合も同じです。
6	入札締切日が同じ複数の発注案件の配置予定技術者として記入した者を総合評価の配置予定技術者の能力として評価項目に記入してもよいですか。	条件付一般競争入札案件に対しては評価項目算定資料届出書に記入した技術者氏名を記入できますが, 評価項目算定資料届出書に記入した技術者は必ず配置していただくことが前提ですので, 当該技術者を総合評価方式の開札日までに本市発注(鈴鹿市上下水道局を含む。)の他工事で先に技術者として配置した場合は, 参加資格喪失届を提出するものとします。この場合, 入札は無効とします。
7	配置予定技術者の3か月雇用はいつの時点を基準として確認しますか。	入札日を基準として3か月以上雇用されているかを確認します。

8	総合評価落札方式に関してわからないことがあるのですが。	質問がありましたら、各発注機関にお尋ねください。 1 鈴鹿市発注工事 総務部 契約検査課（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号） Tel 059-382-9039 Fax 059-382-9050 E-mail/ keiyakukensa@city.suzuka.lg.jp 2 鈴鹿市上下水道局発注工事 経営企画課（鈴鹿市寺家町 1170 番地） Tel 059-368-1696 Fax 059-368-1688 E-mail/ keieikikaku@city.suzuka.lg.jp
---	-----------------------------	---